

答 申 第188号
平成17年 1月25日

千葉県選挙管理委員会
委員長 土 田 吉 彦 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年3月29日付け千選管第76号の2による下記の諮問について、次のとおり
答申します。

記

平成16年1月27日付けで異議申立人から提起された平成15年12月26日付け千
選管第32号の14で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成15年12月26日付け千選管第32号の14で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 東京高裁平成15年（行ケ）395号の訴訟で、社会福祉人鋸南町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の評議員会の議案内容（甲20、甲21）の書類と、同訴訟前置の審査申立ての41番目の証拠書類が該当する。
- (2) 協議会は、理事変更登記申請において評議員会の議決がされていない規程を存在することにして、公正証書原本等不実記載罪の登記をしている。
- (3) 実施機関が犯罪を容認するのは、公益に反するもので許されることではない。
鋸南町及び協議会は、介護保険でも詐欺罪にあたる不当利得があり、実施機関がこれを容認するのは、前記(2)の犯罪を容認したからで公益に反するもので許されるものではない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 不開示の理由について

異議申立人が開示請求した行政文書については、保有していないため、本件決定を行ったものである。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立ての理由で「東京高裁平成15年（行ケ）395号の訴訟で協議会の評議員会の議案内容（甲20、甲21）の書類と、同訴訟前置の審査申立ての41番目の証拠書類が該当する。」と主張している。

しかしながら、これらの書類は、訴訟及び審査請求において、異議申立人自ら東京高等裁判所及び実施機関に提出した「社会福祉法人現況報告書」であり、当該文書が必要であるならば、当該文書であることを特定して開示請求すべきである。

訴訟における証拠資料の判断は裁判所が行うものであり、その内容の判断は実施機関の所管外であるから、実施機関にそれを求めること自体が不相当であり、さらに審査の請求に対して実施機関が行う判断は審理に必要な範囲でなされれば十分であり、その判断については異議申立人が別途提訴したところであるが、平成16年3月30

日に最高裁判所第三小法廷が異議申立人の上告を棄却する旨及び上告受理の申立てを受理しない旨を決定したことをもって確定している。

異議申立人は、自らが請求する文書を容易に特定できるにもかかわらず、あえて文書の特定にあたり実施機関の所管範囲を超える判断を必要とする内容の行政文書として開示を請求しているものであり、異議申立人が請求するような内容の文書は保有していないことから、不開示決定をした。

なお、異議申立人は、協議会が公正証書原本等不実記載罪の登記をし、実施機関がこれを容認するのは公益に反し、許されることでない等主張しているが、そもそも実施機関には社会福祉協議会の事務の違法性等に関する調査・指導等を行う権限はなく実施機関はこれを判断する立場にはない。さらに、異議申立人のこれらの主張は行政文書の不開示決定に対する異議申立てとは何ら関係なく、異議申立てに名を借りて実施機関を中傷するものであり、権利の濫用と言わざるを得ない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し「社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会理事、監事及び評議員選任規程が評議員会の議決を経ないで改正されていることについてわかる書類」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) これに対し、実施機関は本件請求の対象となる行政文書を保有していないことを理由に本件決定を行った。

2 請求に係る行政文書の不存在について

異議申立人は、異議申立書において本件請求の対象となる文書として、「東京高裁平成15年（行ケ）395号の訴訟で、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の評議員会の議案内容（甲20、甲21）の書類と、同訴訟前置の審査申立ての41番目の証拠書類」が該当すると主張する。

これに対し、実施機関は、これらの書類は訴訟及び審査請求において、異議申立人自ら東京高等裁判所及び実施機関に提出した「社会福祉法人現況報告書（平成14年4月1日現在）及び同（平成15年4月1日現在）」（以下「現況報告書」という。）であるが、異議申立人が行った請求は文書の特定に当たり実施機関の所管範囲を超える判断を必要とする内容の開示請求であること、また、異議申立人が請求するような内容の文書は保有していないことを主張しているので、以下検討する。

(1) 社会福祉法人に関する事務の所轄について

社会福祉法人の所轄庁は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条の規定により、都道府県知事とされており、本県では千葉県組織規程（昭和33年千葉県規則第68号）により、健康福祉部が所管している。

(2) 社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会理事、監事及び評議員選任規程（以下「選任規定」という。）について

本件請求にある選任規程について、協議会に確認したところ、社会福祉法人鋸南

町社会福祉協議会理事、監事選任及び評議員委嘱規程(以下「委嘱規程」という。)であることが確認された。

(3) 社会福祉法人の評議員会(以下「評議員会」という。)について

評議員会は、社会福祉法第42条第1項の規定により、置くことができる組織であり、同条第3項によれば、社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとすることができるとされている。

そこで、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会定款(以下「協議会定款」という。)を確認したところ、協議会定款第14条には、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項は評議員会の議決を得なければならないと規定されているが、委嘱規程の改正そのものについては規定されていない。

(4) 本件請求に対する文書の特定について

前記(1)、(2)及び(3)から判断すると、社会福祉法人の所轄庁でない実施機関は、委嘱規程の改正の事実が記録された文書及び当該改正の時期以前に開催されたすべての評議員会の議事の結果を記録した文書を保有し、これらを突合しない限り、本件請求に対応する文書を特定をすることはできないものと認められる。

(5) 現況報告書について

現況報告書は、社会福祉法第59条の規定により作成されたものであり、社会福祉法施行規則第9条の規定により、前会計年度の事業概要と前会計年度末における主要な財産の所有状況等を内容とすることとされている。

そこで、現況報告書を確認したところ、委嘱規程の改正等の情報は、記載されていないことが認められる。

そうすると、前記(4)で判断するとおり、これらの書類を本件請求に対する文書でないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件請求の対象となる文書を保有していないとする説明には合理性があり、本件請求の対象となる文書は存在しなかったものと認められる。

3 異議申立ての主張について

異議申立人は異議申立人の主張要旨2(1)のとおり主張するが、本件請求は、前記2(4)に記載したとおり複数の行政文書を突合して検討しなければ、文書を特定した開示決定等を行えないものと解釈されるものであった。

実施機関が理由説明書で述べるように、請求の当初から「社会福祉現況報告書」と表記して請求されていれば、円滑かつ的確な決定行為が行われたものと思慮される。

さらに、現況報告書は、異議申立人自身が裁判所等に提出したものでありながら、本件のような表記の請求を行い、異議申立ての時点で請求の趣旨を明らかにすることは、いたずらに円滑な情報公開事務の執行に支障をきたすものと判断せざるを得ない。

実施機関においては、同種の請求に対して請求の趣旨を十分確認したうえで、なおも請求者の協力を得られないときは、円滑な情報公開制度の運用のため、今後適切な対処方針を検討すべき必要性が認められる。

4 異議申立人のその余の主張について

請求に対する行政文書の不存在に係る主張以外のその余の異議申立人の主張は、当審査会の判断に直接影響を与えるものとは認められないことから、当審査会では判断

しない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 29	諮問書の受理
16. 5. 10	実施機関の理由説明書の受理
16. 6. 22	異議申立人の意見書の受理
16. 12. 16	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年12月16日現在)